

## 介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、 ホームページ掲載等を通じた見える化

令和6年6月より、「介護職員等特定処遇改善加算」へ一本化され、当法人においても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- ◆ A 現行の介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること。
- ◆ B 介護職員等特定処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- ◆ C 介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化をおこなっていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当院における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金以外)につきまして、以下の通り公表いたします。

### 入職促進に向けて取組

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い利用の仕組みの構築

### 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・上位者・担当者によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

### 両立支援・多様な働き方の推進

- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備

### 腰痛を含む心身の健康管理

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

### 生産性向上のための業務改善の取組

- ・5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備

### やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善